

【表紙】

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                          |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項               |
| 【提出先】          | 関東財務局長                           |
| 【提出日】          | 2025年6月24日                       |
| 【会社名】          | キーウェアソリューションズ株式会社                |
| 【英訳名】          | Keyware Solutions Inc.           |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 三田 昌弘                    |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                      |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都世田谷区上北沢5丁目37番18号              |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 三田昌弘は、当社および連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。しかし、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、当社グループでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性ならびに発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは受注制作のソフトウェア開発を主たる事業としており、事業規模を測る指標として当連結会計年度の連結売上高が適切と判断し、全社的な内部統制が良好であるため、連結売上高の概ね2／3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。また長期間にわたり評価範囲外としてきた特定の事業拠点や業務プロセスを評価範囲に含めることの必要性について検討し、追加すべき重要な事業拠点が他にないことを確認しております。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売上原価」「売掛金」「買掛金」「仕掛品」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、引当金など見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。